

<<<今号の目次>>>

1. 内閣府から

「年次有給休暇の完全取得に向けて」

2. 取組紹介

「社員の意見から各種制度を立案！ワーク・ライフ・バランスを実現しやすい企業へ」

3. 最新情報

《お知らせ》 2件

《地方公共団体等の動き》 11件

---

■□■1. 内閣府から



「年次有給休暇の取得促進に向けて」

---

年次有給休暇（以下「年休」という。）は、法律で定められた労働者に与えられた権利です。年休は、①6か月間継続して雇われている、②全労働日の8割以上出勤している、の2条件を満たしていれば、正社員、パートタイムなどの区分に関係なく取得することができます。平成31年4月から、法定の年休が10日以上ある全ての労働者に対し、使用者は毎年5日間の年休を取得させることとなりました。これは上司や同僚への気兼ねから年休を請求することへのためらいを持つ人が多い実情を踏まえて、労働基準法が改正されたためです。

年休の取得は労働者の健康と生活に役立つだけでなく、労働者の心身の疲労の回復、生産性の向上など会社にとっても大きなメリットがあります。しかしながら、我が国の平均年休取得率は、ここ20年間、5割前後（※）の状況が続いています。仕事と生活の調和を図る観点から、法律上、年次有給休暇を時間単位で付与することもできることとされていますが、企業の制度導入率は2割（※）です。政府も柔軟な年休取得策の一つとして、企業への制度導入を促進しています。

特別休暇や年休の取得が進んでいる企業にヒアリングを行ったところ、毎週ミーティング等を行い、仕事を個人ではなくチームで行うことで、休暇等で不在となっても業務が回るような体制が取られている、また上司が率先して休暇取得していることが分かりました。今号では、多忙なイメージのあるIT業界において、年休を取りやすい雰囲気を作り、また時間単位有給の制度を導入するなどして、国が目標としている有給休暇取得目標を達成している企業の取組事例をご紹介します。

※：厚生労働省「平成 31 年就労条件総合調査」

---

## ■□■2. 取組紹介



「社員の意見から各種制度を立案！ワーク・ライフ・バランスを実現しやすい企業へ」

---

### <会社情報>

- ・会社名：株式会社グリフィン
- ・事業内容：ソフトウェア受託開発、システムエンジニアリングサービス、展示会出展サポート 等
- ・本社所在地：東京都千代田区神田司町 2-13 神田第 4 アメックスビル 8 階・9 階
- ・社員数：199 名

株式会社グリフィンでは、ソフトウェアの受託開発やシステムエンジニアリングサービス（SES）を主な事業としています。

当社の「働き方改革」については、2012 年に発足した環境改善委員会が推進チームとなり社員個々のライフスタイルを尊重しながら、その能力を十分に発揮できる環境作りに努めています。

会社が一方的に制度を作っていくのではなく、アンケートや気軽に投稿できるご意見フォーム等を活用し、実際に働いている社員の意見をできる限り汲み取り、各種制度の立案を行っています。

具体的には、短時間勤務を小学校卒業年度末まで使用可、男性の育児参加を促すために育児特別休暇（有給）の導入、年次有給休暇の時間単位制度導入（参考：2019 年 1 月 1 日時点導入率 20.4%（※1））、フレックス制度の拡充、36 協定の上限引き下げ、長期休暇の取得推奨などがあります。

継続的に活動をしてきた結果、直近年度の月間平均時間外労働時間は 9 時間（参考：2019 年 情報通信業の月間平均時間外労働時間 14.8 時間（※2））、年次有給休暇取得率は 76.4%（参考：2018 年 年次有給休暇取得率（2018 年）52.4%（※1））、その他の特別休暇（アンバーサリー休暇や夏期休暇）の取得率も高い水準で推移しております。

IT 技術者は慢性的な人材不足により、業界内で転職しやすい状況にありますが、社員の満足度が高まり社風が良くなったことで社員数と売上高は安定的に増加し、直近の新卒 3 年以内の離職は 49 人中 1 人のみ（2%）となっています。

※1：厚生労働省「平成 31 年就労条件総合調査」

※2：厚生労働省「毎月勤労統計調査 令和元年分」

《お知らせ》

**【厚生労働省】**

●テレワーク導入に関するセミナー（オンライン）

→テレワークには労務管理やセキュリティの確保が課題となる場合もあります。このため、厚生労働省では、労務管理上及び情報通信技術面における留意点、テレワーク導入事例の紹介、導入企業の体験談など、テレワークに必要な情報に関するセミナーをオンラインで開催します。

開催日：（関東地区で募集） 2020年10月1日（木）／時間：13:00～16:00

開催日：（関西地区で募集） 2020年10月21日（水）／時間：13:00～16:00

申込はWEBサイトにて

<https://kagayakutelework.jp/seminar/>

●中小企業のための女性活躍推進事業のご案内

→令和4年4月から、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定等が、常時雇用労働者数101人以上・300人以下の中小企業事業主にも義務付けられることになりました。

厚生労働省では、中小企業事業主の皆様が、同法に基づき、社内の女性活躍の状況把握や課題分析を行い、その結果により、それぞれの企業に合った行動計画の策定・届出や情報公表を行うことができるよう、女性活躍推進アドバイザーが電話・メール相談や個別企業訪問等により無料で行動計画の策定等を支援する事業を実施しております。

また、中小企業の経営者や人事労務担当の皆様向けの説明会・相談会や、中小企業の実情を踏まえた支援に携わる社会保険労務士等の皆様向けのスキルアップ研修会をオンラインで開催いたします（参加無料）。

現在、女性活躍推進アドバイザーによる支援、中小企業向けの説明会・相談会や社会保険労務士等向けのスキルアップ研修会のお申込みを受付中ですので、女性の活躍推進に向けての取り組み方にお悩みの中小企業事業主や、中小企業の女性活躍推進に携わる社会保険労務士等の皆様、ぜひご利用ください。

**【詳細・申込方法についてはこちら】**

専用ホームページ <https://joseikatsuyaku.com/>

## 《地方公共団体の動き》

### 【北海道】石狩市

男女共同参画意識に関するアンケート調査結果の推移

→石狩市における男女平等及び男女共同参画に関する意識の変化や現状を把握し、石狩市が実施する男女共同参画推進事業に活用させていただくために定期的に意識調査を実施しています。

<http://www.city.ishikari.hokkaido.jp/soshiki/seikatsu/35134.html>

### 【茨城県】

8月と11月は「いばらき働き方改革推進月間」です

→いばらき働き方改革推進協議会（経済団体、労働者団体、行政機関等）では、官民が連携して、長時間労働の抑制やテレワーク・時差出勤などの促進により、多様で柔軟な働き方が可能な労働環境の整備や効率的な業務改善に向けた働き方改革の推進に取り組んでいます。8月・11月の推進月間を機会に既に働き方改革に取り組んでいる企業・団体の皆様もこれから取り組んでみようと考えている企業・団体の皆様もできることから働き方の見直しを進めてみましょう。

<https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rosei/rodo/wlb/2020hatarakikatagekkan.html>

### 【富山県】

令和2年度「働き方改革推進企業」表彰の受賞候補企業を募集します！

→対象企業を募集いたしますのでお知らせします。受賞企業については、取組みの概要等を掲載したリーフレットを作成し、就職活動者向けセミナー等でPRするとともに、本県ホームページ等で紹介することにしております。貴社の取組みを社会にPRする良い機会です。積極的なご応募をお待ちしております。（受付期間：令和2年11月2日～11月16日）

[http://www.pref.toyama.jp/cms\\_cat/111030/kj00022379.html](http://www.pref.toyama.jp/cms_cat/111030/kj00022379.html)

### 【石川県】小松市

小松市「やさしい職場認定」表彰制度

→小松市では、仕事と生活の調和の促進や労働環境の改善・整備等、やさしい職場環境づくりに向けて積極的に取り組んでいる事業所を表彰します。（受付期間：令和2年7月1日～12月28日）

<https://www.city.komatsu.lg.jp/soshiki/hatsuratsukyoudou/hyoushou/8062.html>

### 【愛知県】

あいち働き方改革推進キャラバン

→「変化を恐れるな Let's 働き方改革！」を合言葉に、街頭啓発活動をはじめ、企業向けセミナー等を実施し、企業等の働き方改革への取組を支援します！

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/rodofukushi/hatarakikatakaikaku-caravan.html>

### 【三重県】

「多様で働きやすい職場づくりオンラインセミナー」等を開催します

→令和 2 年度地域活性化雇用創造プロジェクト「多様で働きやすい職場づくり支援事業」として、女性をはじめとする多様な人材が力を発揮できる、社員の多様性を活かせる社内の風土づくり、多様な人材が働きやすい職場環境の整備など、働き方改革とダイバーシティマネジメントの推進を同時に実施するヒントを学ぶ、企業経営者・人事労務担当者向けのオンラインセミナー等の機会を設けます。ぜひ、ご活用ください。

・eラーニングによる「ダイバーシティ・マネジメント実践講座」：令和 2 年 10 月 1 日（木）～令和 3 年 1 月 30 日（土）

・オンラインセミナー「ダイバーシティ・マネジメント実践講座」（zoom を使って開催）：令和 2 年 11 月 18 日（水）13:30～15:00

・「企業と求職者の意見交換会」（zoom を使って開催）：令和 3 年 1 月 21 日（木）13:30～15:00

<https://www.pref.mie.lg.jp/KOYOU/HP/m0139400177.htm>

### 【兵庫県】

阪神地域ワーク・ライフ・バランスシンポジウム

→新型コロナウイルス感染拡大を受け、テレワークを導入する企業・団体が相次ぐなか、阪神地域の経営者団体、労働団体、行政機関等が協働して、ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、テレワーク導入の課題や対応について考えるシンポジウムを開催します。

日時：令和 2 年 10 月 16 日（金）15:00～17:00 / 会場：尼崎商工会議所 701 会議室

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/hsk08/wakuraihu.html>

### 【兵庫県】神戸市

ワークライフバランスの推進・5,000 時間超の在宅勤務化・6,000 時間超の業務削減・4 億円超の費用削減を実現する給与システム・届出システムの構築

→起業・スタートアップ支援による神戸経済の活性化を目指す神戸市は、先進的な ICT 技術を持つスタートアップである「株式会社 Honeycome」「株式会社モンスター・ラボ」と神戸市内で働きながら子育てできる両立支援拠点を運営する「株式会社ママスクエア」と 4 者で協働し、教育委員会における職員の給与支給業務の効率化の研究を行いました。協働研究の成果は、下記 URL からご確認ください。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a55153/20200826press.html>

### 【広島県】

令和 2 年度女性活躍支援「出前講座」

→女性の就業継続や管理職登用等に向けた講座を実施する県内の事業所に講師を無料で派遣します。女性従業員のキャリア形成や女性活躍を推進するための社内風土醸成としてぜひご活用ください。

実施期間：令和 2 年 9 月～令和 3 年 3 月（第 2 回募集：令和 2 年 9 月 23 日～12 月 25 日）

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/hint/demae.html>

### 【高知県】

すぐに役立つ！「働き方改革実践事例セミナー」を開催します！

→県では、今年度新たに作成する「高知県働き方改革取組ガイド」を活用した「働き方改革実践事例セミナー」を開催します。このガイドは、県内企業の働き方改革に関する課題を分析し、その課題解決のためのノウハウがまとめられたものです。本セミナーでは、中小企業を中心に多くの企業での働き方改革支援に携わる専門家による解説と実践事例で具体的な働き方改革の手法を学びます。

日時：令和2年11月18日（水）13:00～16:00 / ちより街テラス ちよテラホール（3階）  
<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/151301/2020080700032.html>

### 【大分県】

「おおいた働き方改革」トップセミナーの参加者を受付けています

→働き方改革関連法が施行され、働き方改革は大企業だけでなく中小企業にとっても重要な経営課題になっている中、働き方改革は、経営者がリーダーシップを発揮し、労働者と一体になって、積極的かつ継続的に進めることが重要です。今回のセミナーでは、企業経営者等を対象に、働き方改革への理解をさらに深めていただくことを目的に、「働きがいのある会社」ランキング（中規模部門）で3年連続1位を獲得している株式会社コンカーの三村代表取締役社長をお招きしご講演いただきます。

日時：令和2年10月6日（火）15:30～17:10 / ホテル日航大分 オアシスタワー5階 孔雀の間

<http://www.pref.oita.jp/site/oitarodo/hatarakikatakaikaku-topsemina2020.html>

---

### 【編集後記】

様々な職場でいろいろな働き方が今も模索されています。緊急事態宣言を受け、在宅勤務での業務が可能となったにも関わらず、解除後はすぐに通常勤務に戻った企業も少なくない状況ですが、これを転機として、“ワーケーション”を実現する働き方への関心が高まっています。今まで経験したことのない震災や感染症などの脅威を経験し、私たちは、仕事だけでなく家族との時間や健康も重視するようになりました。場所を選ばず、どこでも仕事ができる環境を求め、実現されつつあることは、手探りのコロナ禍の中で、豊かな暮らしに一步近づいたような気がします。

---

このメールは送信専用メールアドレスから配信されております。

このまま御返信いただいてもお答えできませんので御了承ください。

配信中止・配信先変更は、こちらから

<http://wwwa.cao.go.jp/wlb/e-mailmagazine/tetsuzuki.html>

バックナンバーはこちらから

<http://www.cao.go.jp/wlb/e-mailmagazine/backnumber/index.html>

このメールマガジンへの御意見・御要望はこちらから

<https://form.cao.go.jp/gender/opinion-0086.html>

内閣府「仕事と生活の調和」推進サイトはこちらから

<http://www.cao.go.jp/wlb/>